

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内用圧縮空気系海水熱交換器建屋地下1階供給元弁軸封部において、空気の漏えいが認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GIII	
2	3号機	原子炉系原子炉圧力容器表面温度記録計において、打点(印字)不良(プリンターヘッド動作時に引っ掛かりがある)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物ドラム缶搬送設備デスク盤ビデオモニター電源(3)スイッチにおいて、固着(「入」操作ができない)が認められたため、当該電源スイッチを点検・修理。	GIII	
4	その他	一次水処理設備一次苛性ソーダ注入ポンプ出口配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	